令和７年１月２２日

厚生労働大臣　福岡資麿　殿

市販薬の濫用防止対策の強化についての要請

公明党 厚生労働部会

近年、薬局やドラッグストア及びインターネットを通じて購入できる市販薬の過量服用（オーバードーズ）による依存症や急性中毒の増加のほか、過量服用した若年者が犯罪に巻き込まれる事件が顕在化しており、重大な社会問題となっている。その背景には、不安や葛藤を和らげたいなど生きづらさを感じた若者を中心に現実逃避や精神的苦痛の緩和のために市販薬を濫用するケースが多く、安易な濫用によって死亡を含めた健康被害に至る事例も発生している。

当然、過度な販売規制は国民の医薬品へのアクセスを阻害することとなるため、濫用防止対策と国民の医薬品へのアクセスとの調和のとれた効果的な対策を施すべきであるが、公明党としてはこれら若者を中心とするオーバードーズ対策には、販売方法の規制や相談窓口の設置など厚生労働行政だけでなく、政府を挙げて取り組むべき喫緊の課題と認識しており、早急に具体的対策を採るよう要請してきたところである。

厚生労働省においては、医薬品の販売時における濫用防止対策について、「医薬品の販売制度に関する検討会」やそれに引き続いて行われた「厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会」において、専門家や関係者を含め鋭意検討がなされ、今般、同部会において濫用の抑止に効果が期待される方法として、販売時における薬剤師等の専門家よる声掛けが重要との指摘がなされ、具体的には濫用のおそれのある医薬品の購入者の本人確認、対面での本人の様子などの状況確認、また購入理由や他の店舗での濫用のおそれのある市販薬の購入状況を確認すること等を義務づける新たな規制の枠組みを設定する販売規制の強化策が取りまとめられたところである。

今回の新たな規制の枠組みでの販売規制の強化策において重要とされているのは、薬剤師等の専門家による対面での対応であり、購入する際に購入者と対話することにより、専門家とのコミュニケーションの双方向性かつ同時性が、購入者の状況を的確に把握し、濫用の抑止や精神保健の医学的な支援といった

依存症支援につながるきっかけとして期待されている。なお、今回の新たな販売規制の検討に当たっては、特にインターネット販売の事業者を中心に、既存の販売方法を継続すべきとの主張がなされてきたとも承知しているが、インターネット販売について規制を行なわない明確な理由を認めることは出来ず、むしろ濫用のおそれのある市販薬についてテキスト方式などのこれまでと同様の販売方法を継続することは濫用対策の抜け穴になるおそれがある。したがって、公明党としてはインターネット販売について規制の対象から除外することは到底承服できず、実店舗での販売と同程度の対策の義務を課すべきである。

今回とりまとめられた新たな販売規制については、薬機法の改正法案としての次期通常国会での提出を、厚生労働省において検討していると承知しているが、以上の状況を踏まえ、市販薬の濫用防止対策について、下記の事項の対応を行うよう強く要請する。

記

１．若者を中心とする市販薬濫用には社会的な孤独・孤立や生きづらさが背景にあるため、医薬品の販売時における対策に留まらず、孤独・孤立対策や若者の居場所づくり等の施策についても、政府全体として引き続き取り組むべきである。

２．ＳＮＳの活用含め、若年層に対する濫用の危険性に関する正確な情報の普及、啓発及び相談体制の充実・強化を図るべきである。

３．市販薬の濫用防止に当たっては、店舗における販売、インターネットを経由した販売ともに、対策を徹底することが実効性を高める上でも重要であり、とりわけ、薬剤師等の専門家とのコミュニケーションについては、インターネット販売においても、双方向性かつ同時性が確保できる対策が確実に実施されるように改正薬機法において義務づけるべきであり、インターネット販売について規制を緩和するような態様を定める法案は認められない。

４．濫用リスクの高い医薬品成分や製品は随時変化することから、濫用の実態を常時把握し、販売規制の効果等について随時検証すべきである。
また、今後も濫用防止対策と国民の医薬品へのアクセスの調和に配慮する観点から、客観的かつ十分な情報に基づく規制の必要性の根拠を示し、より効果的な対策を実施すべきである。

以上